

石狩湾新港管理組合告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和元年7月22日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和元年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 令和元年7月22日（月）に入札の公告を行う石狩湾新港農水産品輸出推進業務委託契約
- （2）資格 農水産品輸出推進業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）役務等の種類 石狩湾新港農水産品輸出推進業務委託

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）石狩湾新港管理組合が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税を除く。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- （5）暴力団員関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （6）本社、支店又は営業所等を札幌市、小樽市又は石狩市内に有すること。
- （7）過去に国又は地方公共団体が発注した、展示会への出展又は運營業務に係る契約を受託した実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和元年7月22日（月）から令和元年8月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1
電話番号 0133-64-6661

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- （1）2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- （2）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を有する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。